

従業員各位

平成30年2月20日

株式会社 上郷タクシー
代表取締役 小林勝彦

労基法の社内研修について

下記の通り開催いたしますので、大変重要事項なので必ずご出席ください

記

1. 日時 3月3日～3月4日（どちらかの日）午前9時～午前11時
2. 場所 東光台営業所
3. 研修内容
 - ① 時間外労働について
 - ② 労働基準法（休憩）について
 - ③ 改善基準について

附記 資料は当日配布いたします。

以上

乗務員教育記録簿

社長	所長	運行管理者	運管補助者	整備管理者
				

会社名	(株) 上郷タクシー	営業所名	東光台営業所	
実施年月日	平成 30 年 3 月 3. 4 日 ()	時間	9 時 00 分 ~ 10 時 30 分	
実施者氏名	小林勝彦	開催場所	東光台事務所	
教育の種類	一般	初任者	高齢者	事故惹起者
教育指導の内容				

※事業用自動車の従業員に対する労働時間・休日労働についての説明会

全従業員を集め厚生労働省労働基準局の改善基準のポイントの資料を使い教育を実施した。

出席者氏名	運転者台帳記入	出席者氏名	運転者台帳記入
飯岡松三		青木勲	
土田勝美		市川満昭	
中川清		久松広司	
滝本登		中野芳市	
鈴木元一		稲葉利男	
坂入誠人		国府田浩	
欠席者氏名	フ和-7ツプ日	欠席者氏名	フ和-7ツプ日
	月 日		月 日
	月 日		月 日
	月 日		月 日
	月 日		月 日

※初任運転者、高齢運転者、事故惹起者に対する指導は運転者台帳へも記入する。

バス運転者の労働時間等の

改善基準のポイント



厚生労働省労働基準局

はじめに

バス運転者の労働条件の改善を図るため、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が策定されています。以下はそのポイントです。

ポイント

拘束時間・休息期間

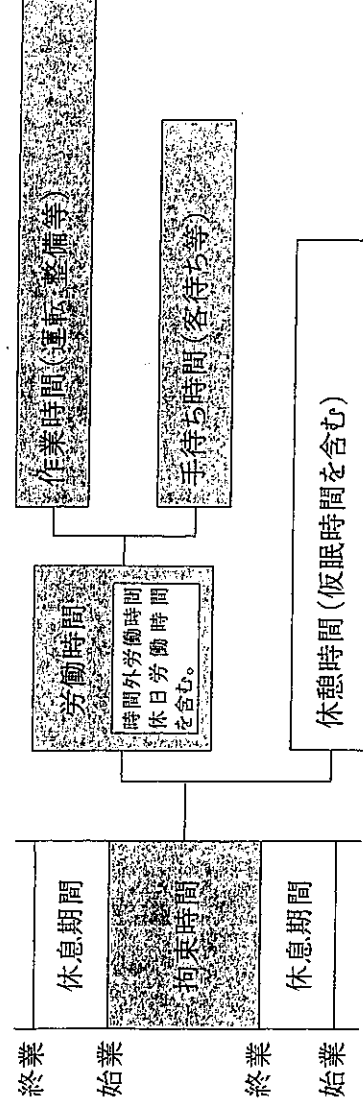
改善基準告示は、自動車運転者の労働の実態を考慮し、拘束時間、休息期間等について基準を定めています。

(1) 拘束時間は以下のとおりです

始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間をいいます。

(2) 休息期間は以下のとおりです

勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。



※ 労働時間には、時間外労働時間と休日労働時間が含まれますので、その時間数・日数をできるだけ少なくして、改善基準告示に定める拘束時間内の運行、休息期間の確保に努めて下さい。

